

環境影響評価法に基づく基本的事項等に
関する技術検討委員会
報告書

平成24年3月
環境省総合環境政策局

目次

1. はじめに.....	2
2. 基本的事項において対応が必要な事項.....	3
第一. 計画段階配慮事項の選定等指針に関する基本的事項	3
第二. 計画段階配慮について関係行政機関等の意見を求める場合の指針	6
第三. 第二種事業の判定基準に関する基本的事項	7
第四. 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項	8
第五. 環境保全措置指針に関する基本的事項	10
第六. 報告書作成指針に関する基本的事項	11
第七. 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読み替え	13
第八. その他	13
3. 環境省令により対応が必要な事項.....	14
3-1. 配慮書手続関連	14
3-2. 報告書手続関連	14
4. 環境影響評価制度の円滑な実施に向けて	16
4-1. 法制度全体に関する課題	16
4-2. 制度の円滑な運用に関する課題	16
4-3. 個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題	17

1. はじめに

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号 以下「法」という）の全面的な施行（平成11年6月）から10年を経過し、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月に「環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）」が公布され、これに伴って、計画段階配慮書手続や環境保全措置等の公表等の手続（以下「報告書手続」という。）等が新設された。

法においては、環境影響評価の具体的な実施内容の根幹となる事項について、その基本となる考え方を環境大臣が「基本的事項」として公表することとされている。これに基づき、現状、第二種事業の判定基準、環境影響評価の項目及び調査等の手法に関する選定指針及び環境保全措置指針について基本的事項が定められているが、法改正に伴い、新設される手続に関する基本的事項の追加が必要となる。また、基本的事項については、その内容全般について、5年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表することとされており、前回改正（平成17年3月30日）以降5年を経過したことから、点検を行う必要がある。

また、現行基本的事項の点検に関連し、平成22年2月の中央環境審議会の答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」において、たとえば生物多様性オフセット¹といった先進的な技術的課題への対応が求められている。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、基本的事項の改正等に必要となる具体的な検討を行うことを目的として、環境省総合環境政策局長の委嘱により組織され平成23年6月に発足したものである。

本委員会においては、国内の地方公共団体や諸外国における配慮書手続や報告書手続等の実施状況、前回の基本的事項改正以降の環境影響評価の実施状況及び近年の環境保全施策や環境影響評価技術の動向等についてレビューするとともに、関係者（法に基づく環境影響評価を行った事業者、これに関与した地方公共団体、実務を担当したコンサルタント及び環境関連団体等）からのヒアリングを行いつつ、専門的・技術的な観点から検討を行った。

本報告書においては、基本的事項や環境省令の見直しに直接的につながると考えられる事項について抽出しとりまとめるとともに、検討を通じて整理されたそれ以外の課題についても、「環境影響評価制度の円滑な実施に向けて」として、幅広く盛り込んだ。

本報告書の提言を踏まえ、基本的事項や環境省令の適切な改正が行われ、また適切な運用の改善がなされることにより、より一層の効果的・効率的な環境影響評価制度の構築を期待するものである。

¹ 開発事業により引き起こされる生物多様性に対する悪影響を、それを低減するのに適切な措置を実施した後、それでもなお残存する悪影響を対象とした代償行為により得られる定量可能な保全の効果。（「ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（The Business and Biodiversity Offset Program）」による定義）

2. 基本的事項において対応が必要な事項

第一 計画段階配慮事項の選定等指針に関する基本的事項

配慮書手続に関連して新たに追加すべき計画段階配慮事項²の選定等指針に関する基本的事項の内容は、以下のとおり。

一. 一般的事項

<基本的事項に盛り込むべき内容>

- (1) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従う。
- (2) 原則として、事業の位置・規模又は配置・構造に関する適切な複数案を設定することを基本とし、複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。また、位置・規模に係る複数案を検討するよう努める。ただし、重大な環境影響の回避、低減のために配置・構造に係る複数案の検討が重要となる場合があることに留意する。なお、複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努める。
- (3) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、設定された複数の案ごとに、選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに行う。
- (4) 調査は、原則として既存の資料により行うこととし、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が得られない場合には、専門家等からの知見の収集を行う。それらによっても必要な情報が得られない場合は、現地調査・踏査等を行う。
- (5) 予測は、科学的知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、可能な限り定量的に行うこと努め、それが困難な場合には定性的に行う。また、想定される予測の不確実性の程度等について整理する。
- (6) 評価は、複数案間における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とする。加えて、適切な場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても、可能な限り比較整理を行う。单一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行う。これらの場合において、国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合性についても可能な限り検討する。

<背景・理由等>

- (1) 「別表」は、方法書以降の手続（以下「EIA」という。）におけるものと共通のものを使用。
- (2) 「位置・規模」の複数案を設定することの方が、重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きいと考えられることから、「配置・構造」の複数案よりも優先されるべき。ただし、「位置・規模」の複数案を設定すれば「配置・構造」の複数案を考慮する必要がないというわけではない。案件によっては「配置・構造」の複数案が非常に重要となる場合がある。事業を行わない案（ゼロ・オプション）については、他の施策との組合せにより設定しうる場合等、現実的である場合には、複数案に含めることが望ましい。
- (5) 配慮書手続段階での予測は、原則として比較的簡易な手法により行うものであり、不確実性が一

² 法第3条の2に定める「当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項」

一定程度存在する可能性があるため、予測の不確実性の程度等について整理する必要があるが、予測の不確実性についての詳細な検討はEIA段階で行うこととする。

- (6) 重大な環境影響の要素について複数案間で差異がなく、その他の環境要素で複数案間に際立った差異がある場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても比較整理を行う。なお、単一案設定時には、「重大な環境影響が回避、低減されているか」についての評価を行うことが必要であるが、複数案設定時には、重大な環境影響の回避、低減の観点からも複数案の比較検討が行われる。

二. 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

<基本的事項に盛り込むべき内容>

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気環境、水環境、土壤環境等）

汚染の程度・広がり、又は環境要素の状態の変化の程度・広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の程度を把握する。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）

ア 「植物」及び「動物」

重要種の分布・生息・生育状況、重要な群落の分布状況、注目すべき生息地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度（改変・分断の程度やそれらによる生息・生育への影響の程度等）を把握する。

イ 「生態系」

以下のような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度（改変・分断の程度等）を把握する。

（ア）自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境

（イ）里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）、河川沿いの氾濫原の湿地帯や河畔林等の減少又は劣化しつつある自然環境

（ウ）水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂崩壊防止機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

（エ）その他、都市に残存する斜面林、社寺林、屋敷林等の樹林地及び緑地や水辺地等、地域を特徴づける重要な自然環境

(3) 人と自然との豊かな触れ合い（景観、触れ合い活動の場）

ア 「景観」

主要な眺望点、景観資源の状況及び眺望景観の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握する。

イ 「触れ合い活動の場」

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、これらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握する。

(4) 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）

廃棄物等の発生量・最終処分量等、温室効果ガスの発生量等を把握する。

<背景・理由等>

(全般)「生態系」の要素を除き、EIAにおける調査・予測・評価と、基本的な考え方はおおむね共通。

(2) 生態系の要素に関して、EIAで一般的に用いられている調査・予測・評価の手法は、地域の生態系への影響のおそれを網羅的に把握するものである。一方、配慮書手続は、重大な環境影響の回避・低減を図るために行うものであり、影響のおそれを網羅的に把握する必要はない。従って、原則として既存資料により重大な環境影響のおそれを予測・評価できる、EIAより簡便な手法を検討したもの。なお、生物多様性国家戦略 2010においては、ここに挙げているもののほか、水田・水路・ため池などを含む多様な水と生態系ネットワークなどの重要性が言及されており、これらについても十分留意すべきである。

三. 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項

<基本的事項に盛り込むべき内容>

- (1) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにする。
- (2) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。また、専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める。
- (3) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該要因によって重大な影響のおそれがある環境要素を明らかにする。その際、工事の実施の影響要因区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定する。
- (4) 調査・予測・評価の手法を選定するに当たっては、事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるように選定する。

<背景・理由等>

(2) 環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましい。ただし、助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、過去の判例³も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。なお、環境影響評価に関連して、事業者が公開の専門家会議を開催して助言を受けている例が見られる。

(3) 配慮書段階に関して、EIA段階における「参考項目」「参考手法」に当たるような詳細な項目・手法を定める必要はないが、配慮書手続とEIAで評価の範囲が重なることから、EIA段階の「参考項目」「参考手法」が、配慮書段階でもある程度参考になるものと想定される。なお、工事中の影響

³ 平成18年2月22日那覇地方裁判所平成17年(行ウ)第3号非開示決定処分取消請求事件及び平成14年10月30日東京高等裁判所平成14年(行コ)第188号公文書非開示決定取消請求控訴事件

についても、影響の重大性に着目して、必要に応じて調査・予測・評価の対象に含める。

第二. 計画段階配慮について関係行政機関等の意見を求める場合の指針

配慮書手続に関連して新たに追加すべき関係行政機関等の環境保全の見地からの意見（以下単に「意見」という。）を求める場合の指針に関する基本的事項の内容は、以下のとおり。

一. 一般的事項

<基本的事項に盛り込むべき内容>

- (1) 一般及び当該事業に関係する地方公共団体から少なくとも一回は意見を求める基本とし、これらの者からの意見を求める場合は、その理由を明らかにする。事業計画の立案の複数の段階において関係地方公共団体及び一般の意見を求めるよう努める。
- (2) 一般及び関係地方公共団体からの意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案について行うよう努める。このとき、まず一般からの意見を求め、次に関係地方公共団体からの意見を求めるよう努める。地方公共団体に意見を求めるに当たっては、一般からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解をあらかじめ関係地方公共団体へ送付するよう努める。

<背景・理由等>

- (1) 改正法においては、関係者への意見聴取について努力義務が規定されているのみ。しかし、地方公共団体による環境保全上の基準等との整合性の確認のためにも、原則として行うべき。なお、ここで「一般」とは環境の保全の見地からの意見を有する者を意味し、第一種事業を実施しようとする者は、事業実施想定区域に居住する住民に限定することなく、広く意見を求めることが期待される。関係者の意見をよりよく反映する観点から、計画検討の進行に応じて適切な段階毎に意見聴取を行うことが望ましい。
- (2) 改正法においては、「配慮書」又は「配慮書の案」のいずれかの段階で意見聴取を行うこととされている。より早い段階で外部の意見を取り入れ、事業計画に反映させる観点から、「配慮書の案」の段階において意見聴取を行うことが望ましい。また、改正法においては、一般、地方公共団体及び国が意見を述べる順序等について特に規定はないが、EIA段階において、一般からの地域環境に関する幅広い情報を収集し、その上で地域環境管理の要である地方公共団体が広域的な見地からの意見が述べられ、その後、国から全国的見地からの意見が述べられる仕組みとなっていることを踏まえると、配慮書手続段階においても同様の順序で意見を聴取することが、一般的に望ましいと考えられる。ただし、公共事業系のパブリック・インボルブメントにおいては、関係地方公共団体が事業計画の協議体に参画し、先にその意見を踏まえた上で、一般からの意見を聞くといったケースも見られ、そうしたものも尊重されるべきである。

二. 意見を求める場合の方法に関する事項

<基本的事項に盛り込むべき内容>

- (1) 一般からの意見を求める場合は、意見を求める旨を、官報、関係する地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネット等適切な方法で公表する。その際、「事業者名及び住所」、「対

象事業の名称、種類及び規模」、「対象事業が想定される区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を含める。

- (2) 配慮書の案（又は配慮書）の一般への供覧等は、書面による供覧及びインターネットでの掲載等適切な方法により、適切な期間を確保して実施する。
- (3) 関係地方公共団体からの意見を求める場合は、配慮書の案（又は配慮書）を当該地方公共団体に送付し、適切な期間を確保して意見を求める。

＜背景・理由等＞

- (1) 複数案が設定されている場合、いずれかの計画案によって影響のおそれがある地域は全て意見聴取の対象とすべきである。特に、事業の位置に関する複数案が設定されている場合は、対象地域が広域となる可能性がある。
- (2) 一般への意見聴取の期間については、行政手続法のパブリックコメントが30日以上となっていることを目安の1つとしつつ、適切な期間を確保する。
- (3) 地方公共団体の意見形成に十分な期間を確保する。

第三 第二種事業の判定基準に関する基本的事項

第二種事業の判定基準に関する基本的事項については、以下の規定について変更する必要がある。（網掛け部分が変更内容）

一. 一般的な事項

（特段変更の必要はない）

二. 判定基準の内容

- (1) (変更なし)
- (2) 環境の状況その他の事情に基づく判定基準
 - ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合
 - 例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。
 - (ア) ~ (イ) (変更なし)
 - (ウ) 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境その他、以下に示すような重要な自然環境に対して環境の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
 - (i) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けいない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
 - (ii) 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）、河川沿いの氾濫原の湿地帯や河畔林等の減少又は劣化しつつある自然環境
 - (iii) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂崩壊防止機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - (iv) その他、都市に残存する斜面林、社寺林、屋敷林等の樹林地及び緑地や水辺地等、地域を

特徴づける重要な自然環境

イ、ウ (変更なし)

<背景・理由等>

(2) ア(ウ) 生物多様性国家戦略 2010 の策定等、重要な自然環境の考え方に関する検討状況を踏まえ、上記「第一、二、(2)」と整合を取ることとした。

三、判定基準を定めるに当たっての留意事項

(特段変更の必要はない)

第四、環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項については、以下の規定について変更する必要がある（網掛け部分が変更内容。）。

一、一般的な事項

<基本的な事項を変更すべき事項>

- (1) (変更なし)
- (2) 別表中、「騒音」を「騒音・低周波音」に改める。
- (3) 調査・予測・評価は、選定された環境影響評価の項目ごとに行う。**調査・予測・評価に当たっては、配慮書の検討において収集・整理した情報及びその結果を最大限活用する。**
- (4) ~ (7) (変更なし)

<背景・理由等>

(2) 低周波音は、法対象事業に追加される風力発電事業において健康被害の訴え等が生じている。また、道路、発電所等その他の事業種においても、環境影響評価項目に選定された事例が出てきている。このことから、低周波音を別表の中に明示することにより、事業種ごとの環境影響評価において低周波音がより積極的に取り扱われるようになることが適切。

なお、特に風力発電からの低周波音については、現在、その調査・予測等の手法に関する調査研究が進められていることから、こうした動向も見極めつつ、最新の知見に基づいて適切に調査・予測・評価が行われることが望ましい。

(3) EIA 段階においてより精緻な環境影響評価を実施するため、配慮書手続段階における調査・予測等のデータや手法を積極的に活用すべき。

二、環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(特段変更の必要はない)

三、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項

<基本的事項を変更すべき事項>

- (1) 事業者が項目及び手法の選定に当たって一般的に整理すべき情報の内容及びその整理に当たっての留意事項を定める。この場合において、当該情報には、配慮書検討過程、配慮書及びそれ以降の事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容に関する情報を含める。また、必要に応じ、事業特性及び地域特性に関して不足する情報を付加する。(以降変更なし)
- (2) (変更なし)
- (3) 事業者が、環境影響評価の項目及び手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受ける等により客観的かつ科学的な検討を行う。専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。また、専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める。
- (4) (変更なし)

<背景・理由等>

- (1) 配慮書手続と EIA が論理的に繋がっていることが求められる。配慮書手続の結果と、それに至る経緯が EIA の最初の段階に伝わっていることが重要。なお、現行の基本的事項では、「事業の内容の具体化の過程における検討経緯等」を、「事業特性に関する情報の一部として」把握することとしているが、配慮書手続とその後の検討経緯等は事業特性のみに係るものではない。また、事業特性や地域特性に関する情報については、配慮書手続等の段階において一定程度把握整理されるものであり、EIA 段階では不足する部分の捕捉で十分と考えられる。これにより、よりメリハリのあるスコーピング（評価項目等の選定）も期待される。
- (3) 上記「第一、三、(2)」と同じ。

四. 環境影響評価の項目の選定に関する事項

(特段変更の必要はない)

<背景・理由等>

- (1) 現状、項目選定の場面において、「参考項目」からの項目追加や削除はあまり行われていない状況にあるとの指摘がある。メリハリのきいた項目選定に繋げるため、「参考項目」については、定義や位置付けを変更するのではなく、参考項目を選定しない条件や、簡略化・重点化の条件等をより具体的に整理することで対応すべき。（「第四、六」参照）
- (2) 法対象事業の一部として撤去・廃棄を行う場合は、これまでどおり、撤去・廃棄についても影響要因として整理し環境影響評価の対象とすることが適当。ただし、撤去・廃棄について環境影響がない又は極めて小さいことが明らかである等の整理が可能である場合は、通常どおり、項目選定をしない（環境影響評価の対象としない）ことは可能。

五. 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

<基本的事項を変更すべき事項>

(1) ~ (3) (変更なし)

(4) 調査や予測の留意事項を示すに当たっては、一般的な事業内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、参考手法（事業者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法）を定め、これを留意事項とともに示すことができる。この場合において、参考手法には、最新の科学的知見を反映するよう努め、また、複数の手法を含めるよう努めることにより、事業者が個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるようにする。

(5) (変更なし)

<背景・理由等>

(4) 参考手法があることによって、最新の知見に基づいた調査・予測手法が使われなくなるといった指摘がある。一方、事業者にとっては、何も手法が示されていないと困るケースが考えられる。

六. 参考項目又は参考手法を勘案して項目又は手法を選定するに当たっての留意事項

(特段変更の必要はない)

<背景・理由等>

参考項目の定義や位置付けは変更しないものの、よりメリハリのきいた項目選定に資するため、参考項目を選定しない条件や、簡略化や重点化する場合の条件を、より具体化し整理して提示するべき。

第五. 環境保全措置指針に関する基本的事項

環境保全措置指針に関する基本的事項について、変更を必要とする部分は以下のとおり。（網掛け部分が変更内容）

一. 一般的事項

(特段変更の必要はない)

二. 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

<基本的事項を変更すべき事項>

(1) ~ (4) (変更なし)

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、環境保全措置の妥当性を検証し、検討の経過を明らかにすること。この場合において、環境保全措置の検討が段階的に行われている場合は、段階ごとの環境保全措置の具体的な内容を明らかにすること。また、配慮書において事業の位置・規模又は配置・構造に関する複数案の比較を行った場合には、当該複数案からの絞り込みの過程でどのように環境影響の回避、低減が図られたかについての検討内容を明らかにすること。

(6) (変更なし)

- ア 事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的、科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定されるものとすること。
- イ、ウ (変更なし)
- エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的・科学的な検討を行うものとすること。

<背景・理由等>

- (1) 回避、低減、代償措置のプライオリティについては、より「回避」を優先すべきとの指摘もあるが、前回改正時において既に、「回避、低減、代償措置の順にプライオリティが高い」と整理された上で現行の規定ぶりとされている。
- (5) 配慮書手続及びそれを踏まえた複数案からの絞り込みの過程においては、環境影響の回避、低減の観点も含めた検討が行われる。配慮書手続における複数案の比較検討と、EIAにおける環境保全措置についての複数案の検討は、事業計画の熟度に応じて異なった手続段階において検討されるものであり、その検討内容は必ずしも同じものではないが、一連の環境配慮（対策）として行われるものである。現行の基本的事項でも、環境保全措置の検討が段階的に行われる場合はその内容を明らかにするよう規定されていたところであるが、配慮書手續の新設に伴い、配慮書手續以降の検討内容もここで位置付け明確化することとした。
- (6・ア) 事後調査の項目及び手法に関しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であり、その検討の必要に応じ専門家の意見を聞くこととした。事後調査の手法のうち、特にその実施期間については、環境影響評価の結果と事後調査の結果が比較検討できるような期間を設定することが望ましい。
- (6・エ) 事後調査の終了や、調査結果の環境保全措置への反映に際しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であり、その検討の必要に応じ専門家の意見を聞くこととした。なお、例えば、一定の対策が取られていて、なおかつその結果が事前の予測の範囲内に収まってきたという段階であれば、追加的な環境保全措置は終了することができると考えられる。

第六. 報告書作成指針に関する基本的事項

報告書手續に関連して新たに追加すべき報告書の作成指針に関する基本的事項の内容は以下のとおり。

一. 一般的事項

<基本的事項に盛り込むべき内容>

- (1) 報告書は、事業（建設工事）が終了した段階で1回作成することを基本とする。その際、事業の実施中に講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努

める。

- (2) 必要に応じて、事業の途中段階又は供用開始後に行う事後調査等の結果を公表する。

<背景・理由等>

- (1) 特に動植物等に関する環境保全措置については、措置後すぐに効果が表れるかどうかが明確でないものがあることから、その措置が効果を発揮しているということを確認した上で、工事完了の然るべき後に報告書を作成することが望ましい。
- (2) 改正法上は、工事中に講じた事後調査や環境保全措置について報告書を作成することとされており、供用段階のものは報告を求めておらず、工事終了段階で1回報告書を作成することが基本となる。しかしながら、自主的な取組として、工事の途中段階や供用段階で事後調査や環境保全措置の結果等を公表することにより、住民からの信頼性確保、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上等に繋がることが期待される。その際、予測が工事の実施による影響が最大になる時期等を対象として行われることから、こうした予測結果との適切な比較が可能となるような時期を考慮することが望ましい。

二. 報告書の記載事項

<基本的事項に盛り込むべき内容>

- (1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。
- ア 事業者名及び住所、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報
 - イ 事後調査の項目、手法及び結果
 - ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等
 - オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及び、その結果を公表する旨
- (2) 事業途中で事業主体が変わった場合にはその対応状況を、事業主体と供用段階での運営管理主体が異なる場合には他の主体との協力又は要請等の方法及び内容を、報告書に記載する。

<背景・理由等>

- (1) 報告書の記載事項は、原則、評価書の記載事項の規定を継承する。各事項の留意点は以下のとおり。
- イ 事後調査の内容及び結果： 環境影響評価結果との比較含む。評価書公表以降に事後調査の項目や手法を変更した場合は、その検討経緯や理由を含む。
 - ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度： 保全措置は、事後調査により判明した環境の状況に応じて講じたものを含む。また、環境保全措置の効果については、措置後の効果の確認状況を含む。
 - エ 専門家の助言を受けた場合は、その助言の内容及び専門家の専門分野を記載。また、専門家の所属機関の属性についても記載するように努める。

- オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及び、その結果を公表する旨、事後調査結果等を踏まえた今後の対応方針を含む。また、公表方法や公表時期も書き込むことが望ましい。
- (2) 改正法では事業実施段階のみに係る報告書作成・公表が求められるが、供用段階の実態把握は重要であることから、特に事業主体と供用段階の運営管理主体が異なる場合は、適切な引き継ぎが行われるよう促すことが望ましい。

第七. 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読み替え

(適切に読み替えの修正を行う)

第八. その他

(特段変更の必要はない)

3. 環境省令により対応が必要な事項

環境省令（環境影響評価法施行規則）において新たに定めるべき内容は以下のとおり。

3-1. 配慮書手続関連

＜環境省令に盛り込むべき内容＞

- (1) 配慮書記載事項について
 - (ア) 配慮書の案について一般及び関係地方公共団体からの意見を求めた場合は、一般からの意見の概要、関係地方公共団体の意見及びそれらに対する事業者の見解を配慮書に記載するよう努める。
- (2) 方法書記載事項について
 - (ア) 配慮書の案又は配慮書について一般及び関係地方公共団体からの意見を求めた場合は、方法書において、その意見及びそれに対する事業者の見解を記載する。
 - (イ) 配慮書作成過程、配慮書及びそれ以降の環境保全上の配慮に関する検討経緯については、方法書において記載する。

＜背景・理由等＞

- (1) 第二.一. (2) に述べた観点から、配慮書の案について関係者の意見を求めた場合は、配慮書にその結果を記載し、これを踏まえて国が意見を述べることが望ましい。なお、配慮書作成後に一般及び地方公共団体からの意見を求める場合には、一般及び関係地方公共団体の意見等が配慮書に記載されないこととなることに留意すべきである。
- (2) (ア) 配慮書手続段階で受けた意見をどのように計画に反映したかということと同時に、最終的な判断の結果、計画案の検討プロセスを書いておくことで、プロセス全体の整合が図られる。
- (2) (イ) 配慮書手続と EIA が論理的に繋がっていることが求められる。配慮書手続の結果と、それに至る経緯が EIA の最初の段階に伝わっていることが重要。

3-2. 報告書手続関連

3-2-1. 報告・公表すべき環境保全措置の考え方

＜環境省令に盛り込むべき内容＞

- (1) 報告・公表すべき環境保全措置のうち、「回復することが困難であってその保全が特に必要と認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないもの」は、以下のとおり。
 - (ア) 重要な動植物の移植・移動等や生息・生育環境の創出・再生等の環境保全措置
 - (イ) 法令により指定されている特に重要な動植物に係る環境保全措置
 - (ウ) 上記のほか、回復困難な保全対象が周辺にある場合に行う効果が確実でない環境保全措置

＜背景・理由等＞

- (1) 「工事中に新たに重要な動植物が確認された場合に講じる環境保全措置」については、法第 38 条の 2 により別途手当されており（報告・公表すべきものとして）、ここには含まれない。

3－2－2. 報告書の公表の方法

＜環境省令に盛り込むべき内容＞

- (1) 報告書の公表は、法第15条に定める「関係地域」において行う。また、その地域を管轄する地方公共団体に対し、報告書を送付する。
- (2) 報告書を作成した旨の公表は、官報、関係する地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネット等適切な方法で行う。その際、「事業者名及び住所」、「対象事業の名称、種類及び規模」、「対象事業が実施された区域」及び「供覧等の方法及び期間」その他必要な事項を含める。
- (3) 一般への供覧は、事業所及び関係する地方公共団体の協力が得られた場合にはその施設への書面の備え付け、並びにインターネット等適切な方法により、適切な期間を確保して実施する。インターネットへの掲載については、供覧期間終了後も継続するよう努める。

＜背景・理由等＞

- (1) 報告書の公表の対象地域は、EIAの公告・縦覧等の対象地域と同一。
- (2) 書面の報告書を公表する期間は30日間を目安とし、適切な期間を確保する。義務的に公表する期間は、書面による供覧とインターネットによる公表とで揃える必要があるが、インターネットについては、書面による供覧と比べ負担が軽いと考えられることから、義務的な公表期間終了後も公表（掲載）を継続することにより、広く一般に活用可能とすることが望ましい。

4. 環境影響評価制度の円滑な実施に向けて

4-1. 法制度全体に関する課題

(1) 事業の社会的・経済的側面の取扱い

配慮書手続では複数案の環境面についての比較評価が求められるが、事業者における事業計画の絞り込み、決定に当たっては通常、社会面・経済面を加えた総合的な判断が行われ、方法書以降の手続に至る。このことを、関係者が十分に認識しておくことが望まれる。

総合的な判断や事業計画の絞り込み・決定については、パブリック・インボルブメント等における例のように、積極的な情報公開・提供等により公衆の参加を促進しつつ実施するとともに、その検討経緯を配慮書やそれ以降の手続において明らかにすることが望まれる。

(2) 放射性物質汚染への対応

平成23年3月の未曾有の大震災により、原発の持つ大きなリスクが顕在化したが、現行の環境影響評価法体系では放射性物質汚染が対象とされておらず、こうしたリスクが評価されていない。放射性物質汚染対処特措法附則により環境規制の体系を見直すべきとされたことから、今後の環境規制体系の見直しの動向を踏まえ、環境影響評価制度における適切な対応も検討すべきである。

(3) 報告書手続における特例への対応

電気事業については電気事業法特例により、環境大臣への報告書送付の手続がなく、報告書に対する環境大臣の意見提出機会もない。このことに関し、以下に留意すべき。

- 事後調査の意義は、単に評価書に掲げたことの検証のみに止まらない。評価書に掲げた措置を取ったにもかかわらず予想以上の影響が出た等の場合には、追加の保全措置を検討すべき場合もある。環境大臣は、準備書の段階で入念に意見を出しておくべき。
- 予測評価技術の向上等の観点から、環境大臣として事後調査結果の情報を集める努力が必要。そうして集めた情報を元に、推奨事例を公開するなど、環境省が適切に情報提供する仕組みを検討すべき。

4-2. 制度の円滑な運用に関する課題

(1) 項目選定に関する条件等の明確化

現状、項目選定の場面において、「参考項目」からの項目追加や削除はあまり行われていない状況であり、メリハリの強化が必要である。こうしたことから、参考項目を選定しない条件（環境影響がないか又は極めて小さいことが明らかである場合）の具体化・明確化など、項目選定の簡略化・重点化のための条件を整理して提示することが必要である。

(2) 法対象事業の一部として行う工作物の撤去・廃棄の取扱い

発電所のリプレース等、環境影響の低減の観点から望ましい建替えを促進する観点から、既存の工作物の撤去・廃棄を環境影響評価の対象外とすべきとの指摘もある。しかし、ここで問題としているものは法対象事業の一部であることから、一概に対象外とすることは適切でない。ただし、個別の撤

去・廃棄について環境影響がない又は極めて小さいことが明らかである等の整理が可能である場合は、通常どおり、項目選定をしない（環境影響評価の対象としない）ことは可能。なお、工作物の撤去・廃棄のみを行う場合（法対象事業の一部として行うものでない場合）は、そもそも法の対象とはならない。

火力発電設備のリプレースなど、より環境影響の負荷の低い施設へ建替えする際などについては、平成22年9月の閣議決定「『新成長戦略に向けた3段構えの経済対策』について」を受け、既に別途環境省において環境影響評価の迅速化の方策を具体的に整理しており、それを着実に運用していくことが重要である。

（3）対象事業実施区域内に保全対象がある場合の取扱い

前回見直し以降の環境影響評価図書において、対象事業実施区域内に存在する学校等の保全対象への環境配慮に関する記述が不十分と見られる事例が複数あった。しかしながら、こうした事例においても、法令上（主務省令上）の問題は特段認められず、また、環境への配慮は事業計画の中で検討されているため、適切な運用により対応すべき課題であると考えられる。こうした課題に関して、環境省において、関係機関とも連携しつつ、適切な環境配慮の確保に努めることが望まれる。

4-3. 個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題

（1）生物多様性オフセット

生物多様性オフセットは、生物多様性の損失を最小限にする手段の一つとして有効な一面もあり、諸外国において導入が進められている例もある一方で、代償措置の定量的な評価手法や代償措置実施後の回復が担保できるかが不透明な段階でもある。こうした段階において生物多様性オフセットを導入することは、より優先すべき回避や低減がおろそかとなる可能性もあり、より慎重な検討を要する。

生物多様性に関する代償措置については、既に国内で行われている定性的な事例を集積しつつ、海外における定量的なオフセットの事例の収集・整理を進め、我が国における定量的なオフセットの導入可能性についてさらに調査研究を進めることが必要である。

（2）微小粒子状物質（PM_{2.5}）⁴

PM_{2.5}については、我が国においても平成21年9月に大気環境基準が設定され、大気環境中濃度の測定法が公的に定められたことなどから、現状においても「調査」は可能。しかし、シミュレーション方法が開発途上であるなど技術的な制約から、「予測・評価」は困難な面もある。固定発生源からの排ガス中の測定方法のISO化・JIS化など、関係する技術動向を見極めつつ、引き続き調査・予測・評価の技術の開発を進め、対応を検討する必要がある。

その際、PM_{2.5}の排出源側での測定法は一次粒子のみを対象としており二次粒子は捕捉できないことや、二次粒子については大気中での挙動が複雑であり、シミュレーションでも十分な予測精度が確保されていないことに留意すべき。なお、米国においても、環境影響評価制度の中で二次粒子は取り扱われていない。

⁴ 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下の微小なもの。

(3) 温室効果ガス

京都議定書目標達成計画（平成20年改定）においても、温室効果ガスの排出削減のためあらゆる施策を動員することとされていることから、各事業種における主務省令で温室効果ガスを積極的に書き込むことを検討すべき。特に、建設工事（建設機器の使用）については、CO₂の排出削減努力が進められている現状に鑑み、主務省令において建設工事に関するCO₂についての記述の強化を検討する必要がある。

また、近年の環境影響評価においては、例えば発電所の高効率化やモーダルシフトによるCO₂排出量削減など、事業の実施によってかえって総体としての排出量が削減される効果について記述している例が出て来ている。こうした効果が期待される事業については、今後も、環境影響評価において適切に記述し、その効果に関する理解を促進していくことが望ましい。

さらに、温室効果ガスの排出削減のため導入が期待される、風力や地熱等の再生可能エネルギーについては、平成23年3月の大震災以降、一層の導入に向けた期待が高まっている状況を踏まえ、適切な環境影響評価を確保し、環境と調和した形での健全な立地を促進していくことが望まれる。